

報 酬 額 表

行政書士法第10条の2第1に基づく報酬額表

業務区分	番号	事 件 名	報 酬 額	備 考
起 業 支 援 ・ 会 社 関 連 業 務	2 4	事業計画書の作成	50,000 円 ～	
	2 5	公庫等金融機関に対する融資申込み支援	50,000 円 ～	
	2 6	記帳代行業務	月額 20,000 円 ～	
	2 7	決算書作成	100,000 円 ～	税務申告については税理士報酬が必要
	2 8	飲食店営業許可申請	50,000 円 ～	別途法定費用が必要
	2 9	古物商許可申請	50,000 円 ～	〃
	3 0	酒類販売業免許許可申請	100,000 円 ～	〃
	3 1	株式会社設立書類作成	80,000 円 ～	〃
	3 2	合同会社設立書類作成	60,000 円 ～	〃
	3 3	NPO法人設立書類作成	150,000 円 ～	〃
	3 4	議事録作成	15,000 円 ～	
	3 5	F P顧問契約	月額 30,000 円 ～	
民 事 法 務 関 連 業 務	3 6	内容証明作成	20,000 円 ～	別途郵便料が必要
	3 7	契約書作成	40,000 円 ～	内容により増額あり
	3 8	離婚協議書作成	50,000 円 ～	
	3 9	公正証書による離婚協議書作成	80,000 円 ～	別途法定費用が必要
	4 0	自筆証書遺言作成	50,000 円 ～	文案作成、指導
	4 1	公正証書遺言作成	100,000 円 ～	文案作成、指導、公証人役場立会
	4 2	遺産分割協議書作成 (3,000万円以下)	30,000 円 ～	相続財産が3,000万円以上の場合、別途協議
	4 3	財産目録作成 (3,000万円以下)	50,000 円 ～	相続財産が3,000万円以上の場合、別途協議
其 他	4 4	戸籍取寄せ・相続人調査	30,000 円 ～	相続人6名まで。1名加算ごとに5,000円加算
	4 5	相続関係説明図作成	10,000 円 ～	
	4 6	遺言執行就任報酬 (3,000万円以下)	100,000 円 ～	相続財産が3,000万円以上の場合、別途協議
その他	相談業務 (1時間)	5,000 円	初回40分は無料で相談に応じます	

※上記にない業務につきましては、別途お見積りさせていただきます。

そ の 他 の 事 項

- 報酬額は消費税を含んでおりません。
別途請求致します。
- 上記の報酬は、標準的な手続きの報酬です。
手続きの内容、要件により変動しますので、事前にご確認の上ご依頼ください。
- 着手時には、着手金として報酬の半額を頂きます。
- 許認可については、許認可を確約するものではありません。
行政側の不受理、不許可の場合もありますが、結果に関わらず返金は致しません。
- 業務の処理に関して生ずる印紙代、証紙代、旅費、宿泊費等、その他必要経費の実費は別途請求致します。

平成 26 年 4 月 / 日

大阪府行政書士会会員

行政書士 山本 博美

